

市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続に関する要綱の考え方 (豊田市パブリックコメント手続要綱の考え方)

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見提出手続（パブリックコメント手続）に関して必要な事項を定め、市の基本的な政策等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することによって、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

- 1 この手続は、『市の意思決定過程における公正の確保、透明性の向上』と『市民とのパートナーシップによる市政の推進』に資することを目的とする

(定義)

第2条 この要綱において「市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見提出手続（以下「パブリックコメント手続」とする。）」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方(1項)】

この手続は、(ア)『「意思決定前の情報の公表」による市民に説明する責務を果たすこと』、(イ)『「市民が意見を述べる機会」と「市の応答」を規定することにより、意思形成過程での市民参加と、行政の説明する責務を果たすこと』を要綱により一連の取組みとして確保するものである。議会との関係は、議会制民主主義のもと、市が素案の考えをまとめる際には広く市民の意見を聞き、議会審議の参考となるより質の高い原案を作成することと、その策定課程を透明にすることにある。

【考え方(2項)】

この制度に基づくパブリックコメント制度の実施機関は議会を除く市の機関すべてをこの条例の実施機関とする。(豊田市情報公開条例(平成10年12月22日条例第34号)第2条の実施機関から議会を除いた機関)したがって議員提案の条例案などは対象とはしない。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
 - (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (4) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
 - (5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、迅速又は緊急を要するもの又は軽微なものについては、パブリックコメント手続を行わないことができる。

【考え方】

- (1) の「基本的政策を定める計画」は『豊田市21世紀プラン』や『環境基本計画』等政策の基本計画等。「個別行政分野において、広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」は、全市域を対象として市の施策展開の基本方針や基本的な事項を定めるもので、推進計画の『施策』レベルの構想、指針、計画、基本的考え方等(名称は問わない)。
 - (2) の「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当。ただし金銭徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることも踏まえ対象としない。
 - (3) は、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針や市政を推進する上での共通の制度を定める条例。例えば、『情報公開条例』や「環境」や「まちづくり」、「市民参加」に関する条例など。
 - (4) は、全市域を対象とする大規模な公共施設(全市対象の中央施設等)の基本的な事項を定める計画を対象(構想、計画の名称は問わない)。
 - (5) としては、例えば、環境都市宣言や平和都市宣言のような宣言、憲章などを定めるものが該当。
また、この要綱による対象は、第3条の規定する政策等となるが、基本的には幅広くパブリックコメントを実施することが基本姿勢であり、第5号の規定の趣旨となっている。
なお、この要綱の対象外のものでも従来の「素案の事前公表」の考えにより、市民生活に影響の大きな施策等については、従来どおり情報提供をする。
- 2項「迅速若しくは緊急を要するもの」は、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る暇がない場合をいう。また、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない、変更部分が軽微な場合は費用対効果の面で例外規定を設ける趣旨。

(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

【考え方】

「政策等の策定をしようとするとき」は政策等の素案がまとまり、意志決定する前の時点。

なお、政策を策定する過程で幅広く参考とする意見を募集することは第10条「構想又は検討段階でのパブリックコメント等」により同様のパブリックコメント手続で実施するか、あるいは、構想段階以前に意見を聞く機会として、アンケートや公聴会、ワークショップなど「パブリックインボルブメント(政策等の形成過程において市民の意見・意思を幅広く取り込む機会を設け、政策等に反映する市民参加)」によるものとするが、第3条で対象となる政策等に関しては、「政策等の策定をしようとするとき」にパブリックコメントを実施するというのがこの要綱の趣旨。

公表時期は、政策等の意思決定前に、政策等の素案について、この手続を実施するために必要な相当の期間を設けるものとする。

公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、わかりやすい『政策等の案』とともに、詳細な『資料』を用意するものとする。

2項各号の関連資料(1)～(3)は、「政策等の趣旨」、「目的」、「内容等」の必要な事項の公表により、「現状の課題認識」、「めざす方向性と目的、及びその根拠」、「政策等の内容、費用対効果や検討した代替案、その政策等立案の過程」など、政策等を選択する際の争点が見える必要な事項を定め公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、広報とよたへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、インターネットを利用した閲覧等、市民が容易に入手できる方法により行うものとする。

【考え方】

広報紙は、基本的な政策等の周知として最も効果的な手段であることから、公表方法は、広報とよたへの掲載を基本として、広報の情報を補完するため、インターネットのホームページで要綱第4条の必要な情報(政策等の案と資料)を掲示するとともに、指定する場所で閲覧や配布により市民が容易に政策等の案の情報を入手できるものとする。

また、限られた紙面により、広報紙で十分な情報の公表ができないときは、必要に応じて折込等の手段を講じたり、または、紙面では政策等の案の概要を掲載し、詳細な資料の閲覧場所を示す対応をするものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1月未満とすることができる。

【考え方】

国の「規制の設定・改廃に係る意見提出手続(閣議決定)」の意見・情報の募集期間や、これまでの素案の事前公表の意見募集期間からみて、意見提出に必要な期間として政策等の案等の公表の日から1月以上の期間を確保する。

パブリックコメント手続は事前の準備、意見募集期間、意見の集約と検討の期間などかなりの月数を要することから、緊急な場合は理由を付し、期間の特例をすることができるものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)を明らかにしなければならない。

【考え方】

意見の把握が、書面など記録として確認できるための提出方法を定めるもの。

意見提出にあたっては、市民と行政のパートナーシップの観点から、市民の最小限の責任ある対応として住所及び氏名の明記を求めるもの。

外国人の意見提出に対しては、特に外国人に密接に関係する重要な事例は別として、実務的には、提出意見は日本語を前提とし、提出言語を日本語以外とした場合には、意見等にあわせて日本語訳の添付を求めることがある旨を示すこととする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

『市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等の公表』に関して規定し、提出された意見等を考慮して意思決定した市の考えを示していくもの。実務的には、提出された意見の数が多い場合は類似した意見ごとにまとめて公表。

・市の考え方は必要に応じてまとめて公表。

・公表にあたっては個人情報に関する部分は非公開とする。

実施機関の考え方の公表は、政策等の案の公表と同様の方法により公表する。

・公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提出前、その他の政策等については当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとする。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続(以下「この要綱に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

【考え方】

市が附属機関である審議会等の答申等を受けて、その答申の内容で政策等の意思決定を行う場合、附属機関がその答申を審議する過程で、すでにこの要綱に準じた手続を実施している場合は、再度同種の手続を実施することは、効率性、費用対効果の観点から好ましくないことから、附属機関の手続を本要綱の手続とみなす特例。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント等)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

【考え方】

これまでの「素案の事前公表」の取組みでは、第10条に規定する構想段階のパブリックコメント手続に該当するものも実施され、また、その取組みは「政策等の意思形成過程における市民の意見・意思を取り組む市民参加の機会」として重要である。

第10条では、政策等の意思決定前に実施するパブリックコメント手続に対し、それ以前の政策等を形成する構想段階や中間の検討段階でのパブリックコメント手続を規定する。

・特に、大規模な公共事業、市民生活に大きな影響を与える重要な政策・施策については、市民の関心度も高く、その素案が固まる前の段階、政策等の構想段階の案を公表し広く市民等に意見を求める「構想又は検討段階でのパブリックコメント手続」はこれまでも試みてきたことであり、努力規定ではあるが実施に努めるようここに規定する。

第2項は、政策等の形成過程で、審議会や、ワークショップ、出前講座、説明会・意見交換会、市民アンケート、市民提案の募集など、政策等の趣旨・内容にふさわしい多様な方法により政策形成段階での市民参加(パブリック・インボルブメント)を積極的に図るよう努めるものとする規定。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

【考え方】

パブリックコメントの実効性を確保するため、実施機関に(各部門)「パブリックコメント手続実施責任者」を配置し、パブリックコメント手続を要する政策等の把握及び実施にあたっての調整を担当する責任者を定めるもの。

実務的には、毎年度当初の「重点目標」設定時に各事務事業のパブリックコメントの実施時期を確認するものとする。(平成14年度より一部実施している)

(一覧表の作成等)

第12条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、指定する場所およびインターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

【考え方】

パブリックコメント手続案件の一覧表を市政情報コーナー等でインターネットにより閲覧できるものとする。

(審議会への報告)

第13条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)別表第1に規定する豊田市行政経営懇話会に報告するとともに、市民等に公表するものとする。

【考え方】

パブリックコメント手続の実施状況を附属機関である行政経営懇話会への報告と市民に公表する規定。実務的には前条の一覧表による公表と同様に実施。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

パブリックコメント手続は、かなりの期間を要するものなので、政策等の策定過程の一連の手続の途中から、要綱事項を適用することは困難と考えられる。

そこで、制度施行日以降に施行・実施する政策等については、制度施行前に市民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものは、この要綱の手続の規定は適用しないものとする。